

平成二十七年三月二十四日提出
質問第一六二号

切れ目のない安全保障法制の整備に関する質問主意書

提出者 原口 一博

切れ目のない安全保障法制の整備に関する質問主意書

昨年七月一日、政府は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制整備の基本方針を閣議決定した。本閣議決定において示された基本方針の下、「国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業」（同閣議決定）が現在進められている。本年二月十七日の衆議院本会議においても、安倍内閣総理大臣は「安全保障法制の整備に当たっては、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とすることが重要であると考えており、引き続き、与党と御相談しながら万全の法案準備を進めてまいります。」と述べているが、もとより安全保障法制に切れ目があつてはならないと考える。

そこで、政府が認識する我が国の安全保障法制の現状について、以下質問する。

- 一 あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする安全保障法制の整備を進めていくということは、その前提として、安倍政権としては、現行の安全保障法制に切れ目があるという認識なのか。
- 二 仮に切れ目があるという認識であるならば、具体的にどこに切れ目があると考えているのか。
- 三 戦後約七十年の間に整備された現行の安全保障法制に切れ目があるとするならば、なぜこれまでそれが

放置されてきたのか、その責任は誰にあるのか、その間の大部分で政権の座にいた自由民主党の内閣としてどのように認識しているのか。

右質問する。